○農林水産省告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市下檜沢字新田七七二、字田代七七四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市小菅町字森久保一二五〇、一二五二の二、一二五四の一、一二五四の三、一二五五の一、一二五六の一、一二五七、一二五八、二三二五の三、二三三〇、二三三一、二三三三、字君ケ沢二二七二の二、字福泉二三二一の一、二三二一の四、二三二二の二、二三四〇の一、二三四三、二三四四の二、二三四四の三、二三四四の六、二三四七の一、二三四七の三、二三四八の一、二三四九の一、二三四九の三、二三七三、二三七四の一、二三七四の二、二三七八、二三七九、二三八二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市中字芦田沢五八三から五八八まで、五八九の一、五八九の二、五九〇、五九一、六七〇、六七〇の一、六七一、字太畑五九二、五九三の一、五九三の二、五九四から五九七まで、五九九の一、六三五の一、六三七から六四〇まで、六四二、六四三の一、六四四、六四四の子、六四五、六四六の一、六四六の三、六四六の五、六四七から六五五まで、六五七から六六九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字上平丸字宮田二一八一、二一八二の一、二一八二の二、二一八三の一、二一八三の二、二一八四、二一八七、二一九〇、二一九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市川治三二五四の一、三二五五、三三〇三の一、三三一二、三三一三の一、三三一三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市清水瀬字道上一一九の子、一一〇の一、一一一、一一三、一一三の子、一二四、一三六から一三八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）